

LPガススタンド 全国夏期保安強化特別運動 実施中

〔令和7年7月16日より令和7年9月15日までの2カ月間〕

今期最重要項目

- ◎計量器ホースの引張り事故の防止
 - ◇誤発進防止のためのエンジンキー預かりの励行
 - ◇エンジンキー返却前の充てんホース取り外し指差し安全確認の励行
 - ◇充てんホース並びにセフティカップリングの点検整備または交換
- ◎充てんカップリングへのグリス不使用の徹底
- ◎容器期限ステッカー表示確認、再検査期限確認、期限切れ容器への充てん禁止の徹底

重点項目

- ◎スタンド施設、設備の総点検、巡回及び保安管理の徹底
- ◎貯槽及び設備の点検・整備時の安全確保
- ◎残ガス処理を行う場合には、ガス検知器等を用いて周囲の安全確保
- ◎緊急時の措置方法及び関係機関並びに社内連絡体制の周知徹底
- ◎自然災害（地震、津波、洪水、竜巻等）に対する防災体制の確立
- ◎避難場所、避難経路の確保と誘導體制の確立
- ◎充てん待ち車両等の適切な整理誘導
 - ◇誘導は側面で行う
- ◎受入、充てん作業手順の遵守
- ◎過充てん防止の徹底（貯槽、容器とも）
- ◎事業所周辺への騒音等の配慮



一般社団法人 全国LPガス協会

令和7年度「LPガススタンド全国夏期保安強化特別運動」実施要領

(一社) 全国LPガス協会

1. 目的

高圧ガス保安法、政省令を遵守し、計量器ホースの引張り事故防止、過充填防止の徹底を図るとともに、自然災害に対して迅速かつ適切な対応ができるよう防災計画及び保安管理等の規定体制の確認、問題点の見直しを行い、事業者の自己責任による保安活動を促進して、もって公共の安全を確保する。

2. 期間

令和7年7月16日～令和7年9月15日（2カ月間）

3. 運動の啓発

◎経営者等

LPガススタンド事業（自家用を含む。）を経営する者は、本運動の実施内容を全従業員に周知徹底するとともに、保安査察を実施する。

操業中は、保安係員又は保安監督者等を常駐させ、施設の管理、監督及び事故防止等職務を遂行させるとともに、事業所の保安管理体制、施設等に不備があるときは適切な措置を講ずる。

◎保安統括者、保安係員、保安監督者、保安管理者

事業所の従業員（LPガススタンドと同一敷地内にタクシー車庫、整備工場があるところでは、その関係者を含む。）を対象として保安教育を実施し、本運動の内容等の周知徹底を図る。

4. スタンド施設の総点検

運動実施期間中は、「危害予防規程付属基準類」に基づく「日常点検」「月例点検」を、保安係員又は保安監督者等を含み2名以上で実施する。

次の本年度重点項目に基づき事業所内の施設の総点検を行い、所要の改善措置を講ずる。

- (1) ガス漏洩検知警報設備並びに散水装置の機能点検及び保守管理を実施徹底する。
- (2) 火気、火源となる機器類（自動販売機等）について「火気制限距離等基準」を遵守する。

- (3) 緊急時の措置方法及び関係機関並びに社内連絡体制を周知徹底する。
- (4) 緊急遮断弁連動機器（電磁弁方式を含む。）の連動機能の作動確認及び点検整備を実施する。
- (5) 事業所内の火気厳禁等の警戒標識類、事業所内の他の施設との明瞭な区画区分、タンクローリー・充填車両の停止位置等を明示する。

5. 保安管理体制

- (1) 計量器ホースの引張り事故防止（充填作業、作業基準に基づくガス漏洩防止）
 - ・引張り事故防止のためのエンジンキー預かりを厳守励行する。
 - ・エンジンキー返却時の指差確認を実施する。
 - ・充てんホース並びにセフティカップリングの点検整備又は交換を実施する。
- (2) 充填作業は、原則として計量器一基毎に作業員を配置し、車両の運転者に充填行為をさせてはならない。また、アルバイト等の臨時職員を充填作業に従事させるときは、充填作業手順のほか、過充填の危険性等、LPガスの性質を十分に教育する。
- (3) 充てんカップリングへのグリス不使用を徹底する。

6. 防災体制の確立

災害あるいは災害リスクが高い場合の対処について社内並びに防災関係機関と協議しておく。

- (1) 防災体制に関する規程類に基づく体制を確認する。
- (2) 初動措置として実施すべき事項を明確にし、円滑に実施することによって二次災害の防止、早期復旧を図る。
- (3) 避難場所、避難経路を確保し、誘導體制を確立する。

7. 過充填禁止の徹底（過充填防止装置の作動確認を含む）

- (1) 「危害予防規程付属基準類」に定める受入れ作業手順を遵守し、絶対に所定の貯蔵量を超えないように留意し、かつ、タンクローリー車を長時間駐車させない。（規定時間内とする）
- (2) 過充填禁止啓発掲示板、標語等を見やすい位置に掲示しユーザー各位の協力を得られるよう啓発する。

8. 高圧ガス容器に係わる保安管理の徹底

- (1) 容器再検査期限（第24条第1項第8号及び第24条第2項）を刻印又は検査成績書（検査所発行）で確認し、ユーザー各位の協力を得て、本協会制定の「容器期限ステッカー」を貼付、また再検査容器を装着した場合でも同ステッカーを貼付し、有効期限明示の徹底を図る。
- (2) 事業所構内に「充填期限切れ容器への充填禁止」等を掲示し、全従業員に対し、期限切れ容器への充填禁止を徹底し、またユーザー各位へ協力を依頼する。

9. 事業所周辺の地域住民対策等

夏期は、家屋の開口部を開放しがちであることから、一段と近隣に対する騒音・臭気等への配慮を行う必要があり、特に次の点に留意する。

- (1) 事業所出入口の鉄板敷き等、騒音の発生源となる原因をできる限り除去する。
- (2) 作業中の会話、掛け声、車両のラジオ、トランク・ドアの開閉音等について、近隣に迷惑がかからぬように充分配慮する。（特に夜間操業中）
- (3) 保安検査、工事等でN₂（窒素）ブロー等の際に発生する衝撃音、臭気等には十分に留意し、工事等に伴う公害の防止を図る。
なお、止むを得ず少量のガスを放出する際は、風向き及び付近の火気等に十分に注意しながら徐々に行い、付近における大気中のガス濃度を測定し、0.4%以上のガスが検知された時は、直ちに放出作業を中止する。
- (4) 操業中はもとよりのこと、操業終了後においても関係者以外が保安敷地内に立ち入らないよう措置を講ずる。
- (5) タンクローリー、充填車両の出入りに際しては、必ず当該車両の斜めの位置で所定の誘導を行う等、安全確保に努める。

以 上